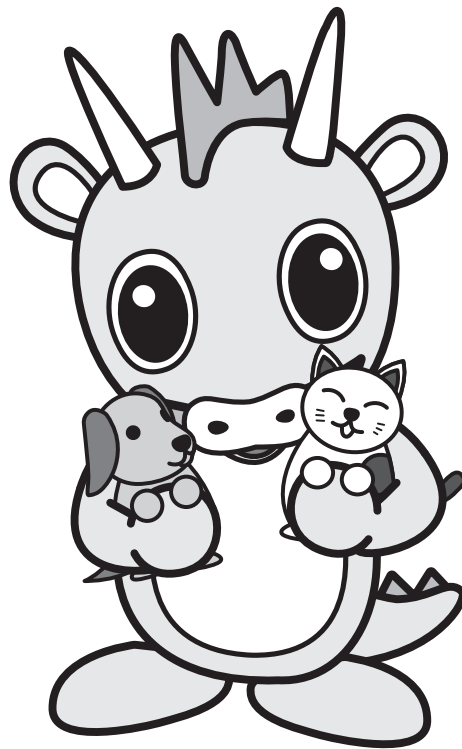


平成26年度

事業概要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目 次

第1章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要	1
(2) センター設置に係る沿革	2
(3) 施設概要	3
(4) 組織と職員構成及び業務内容	6
(5) 管轄区域	6
(6) 事業予算及び手数料等	7

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

(1) ふれあい事業実施状況	8
(2) 職場体験教室実施状況	10
(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況	12
(4) 動物の適正飼養教室実施状況	13
(5) 犬とのふれあい方教室	13
(6) 動物ふれあいフィスティバル	14
(7) 市民講座、出張講座	15

2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	16
(2) 収容に係わる業務	16
(3) 動物の管理・処分業務	18
(4) 動物に関する相談	19

3. 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1) 動物取扱業に関する業務	21
(2) 特定動物の飼養・保管許可状況	24

第3章 統計資料集 25～31

第1章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要

【管轄区域の沿革】

本市は埼玉県南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から20～40km圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに約20kmの広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

【センター設置目的・経緯】

さいたま市は平成13年5月1日に旧大宮市・与野市・浦和市の3市の合併により誕生しました。平成15年4月1日には、全国13番目の政令指定都市となり、さらに平成17年4月には岩槻市と合併、現在120万人を超える人口となっています。

地域保健、公衆衛生の専門的・技術的な拠点として平成14年4月に「さいたま市保健所」が開設され、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、本市における動物関連業務を開始しました。当時の保健所は県の合同庁舎を借用しており、狂犬病予防法で設置が義務付けられている抑留犬を収容するための設備が十分でなかったことから、埼玉県との協議により、抑留犬の処分等一部の業務については県に委託をしていました。

一方、近年、動物に対する接し方や価値観が多様化し、動物は単なるペットから、家族の一員へと変化してきました。反面、一部の動物に関わる人々のモラルの低さに起因するトラブルや動物への虐待、悪質な動物取扱業者等、動物に関わる問題も増えてきました。

このような背景を踏まえ、さいたま市保健所から動物関連業務を分離独立し、さらに動物愛護思想の普及を図るため、動物とのふれあい施設としての機能も有する「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」が平成18年6月に開設されました。

【センター運営方針】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ります。
- 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発等を行い、動物愛護思想の高揚を図ります。
- 動物から人への疾病を未然に防止するため、動物由来感染症の調査研究を行います。

(2) センター設置に係る沿革

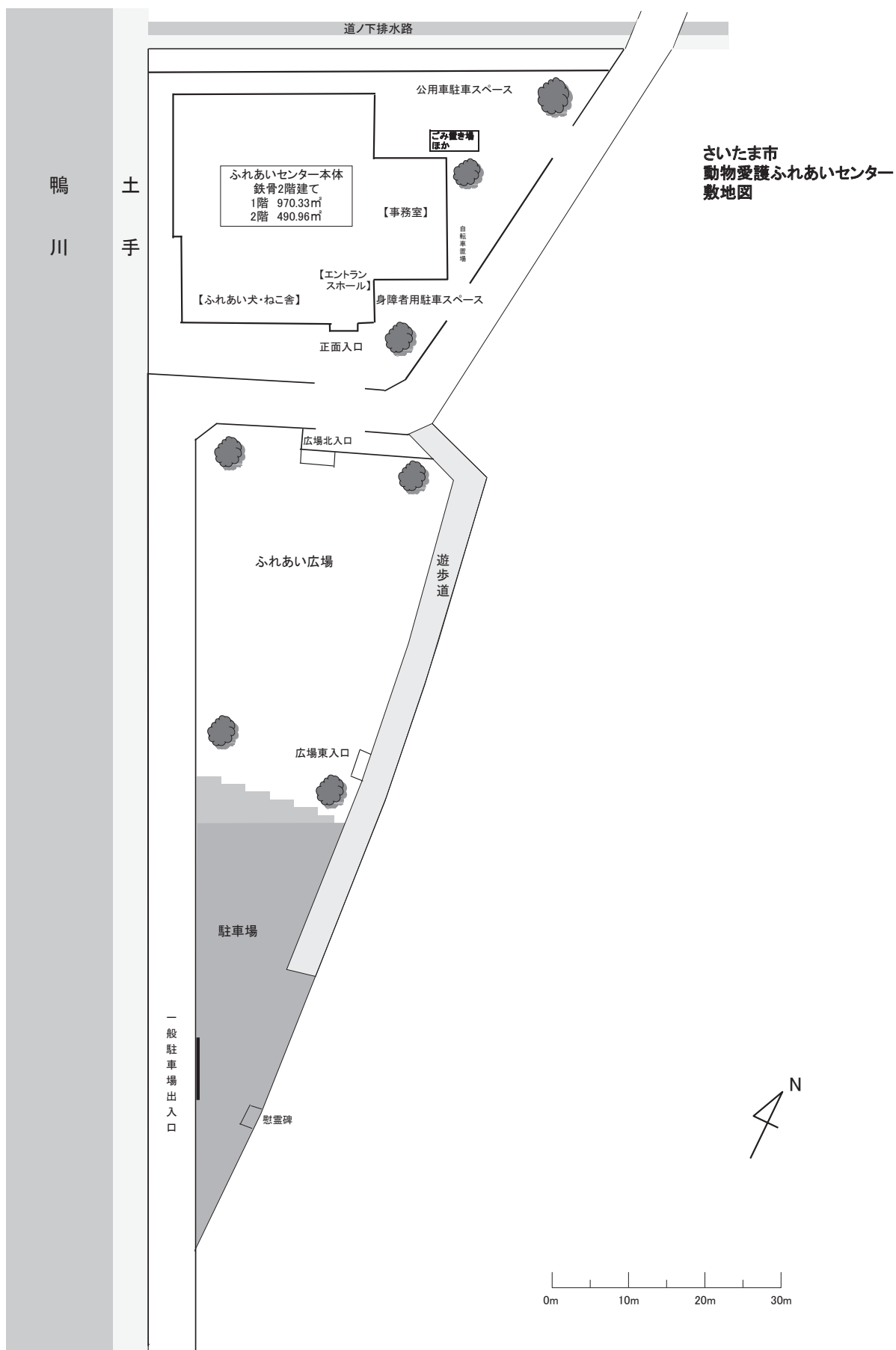
昭和25年8月	狂犬病予防法施行
平成12年12月	動物の愛護及び管理に関する法律施行
平成13年5月	さいたま市誕生（旧浦和市・大宮市・与野市が合併）
平成13年9月	保健所政令市移行の閣議決定
平成14年4月	さいたま市保健所開設（さいたま市吉敷町 埼玉県合同庁舎内）
	・狂犬病予防法関係業務（未登録犬等の抑留、所有者不明犬の公示等）の開始 ・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務（動物取扱業の届出受理、危険な動物の飼養許可等）の開始 ・捕獲犬や引取猫等の抑留施設の設置、搬送・処分（処分決定を除く）、狂犬病の病性鑑定等の業務について、5年間を期限として県に委託
平成15年4月	政令指定都市へ移行
平成16年度	さいたま市動物愛護ふれあいセンター整備促進協議会設置
	建築基本設計・実施設計
平成17年4月	岩槻市と合併
平成17年4月	建設工事・道路工事開始
平成18年3月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例議決
平成18年6月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例施行、開設
	・狂犬病予防法関係業務・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務がさいたま市保健所から移管（狂犬病予防法関係業務のうち、狂犬病発生時の県への報告についてのみ、保健所環境衛生担当において所管）
平成18年11月	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行（平成26年10月 改正条例施行）

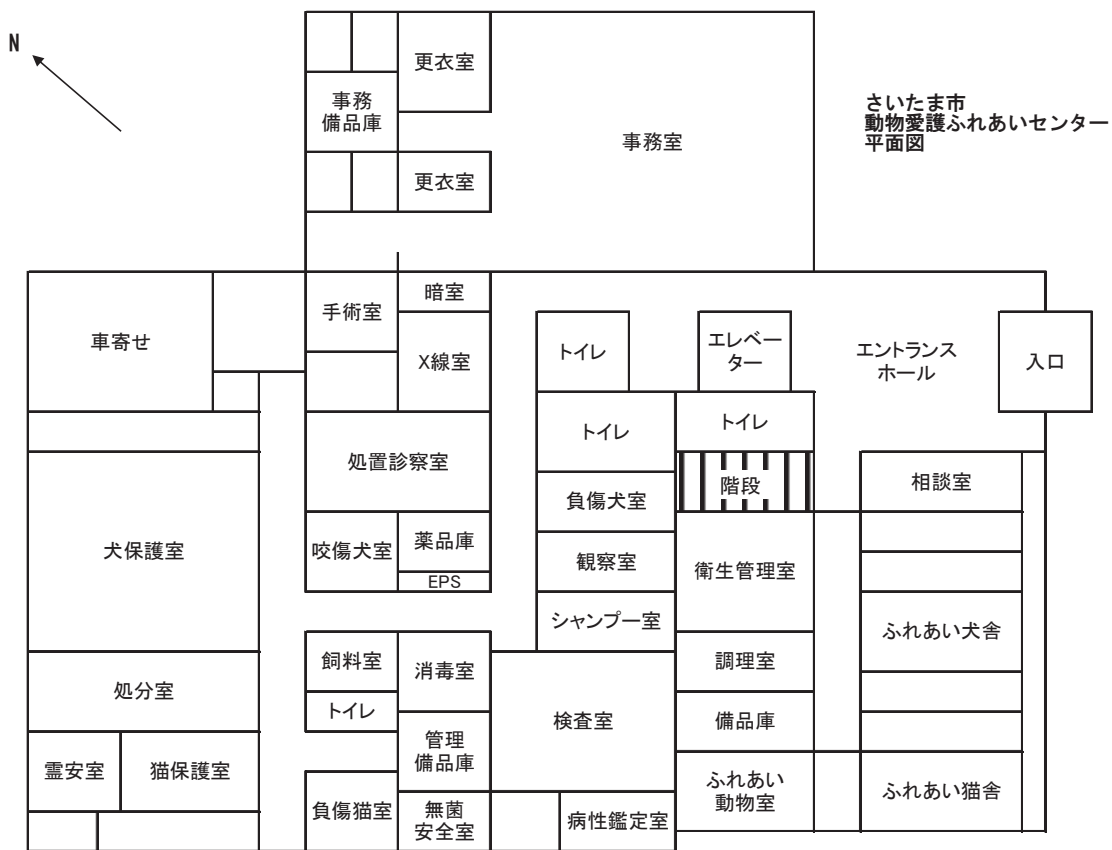
区名	世帯数	人口	面積(k㎡)	区名	世帯数	人口	面積(k㎡)
西区	36,333	86,533	29.12	桜区	43,244	95,381	18.64
北区	63,643	145,115	16.86	浦和区	68,553	154,049	11.51
大宮区	53,103	114,268	12.80	南区	80,077	179,204	13.82
見沼区	69,019	160,829	30.69	緑区	48,066	118,269	26.44
中央区	44,565	98,609	8.39	岩槻区	47,317	111,198	49.17
市全体	553,920	1,263,455	217.43	(平成27年4月1日現在)			

(3) 施設概要

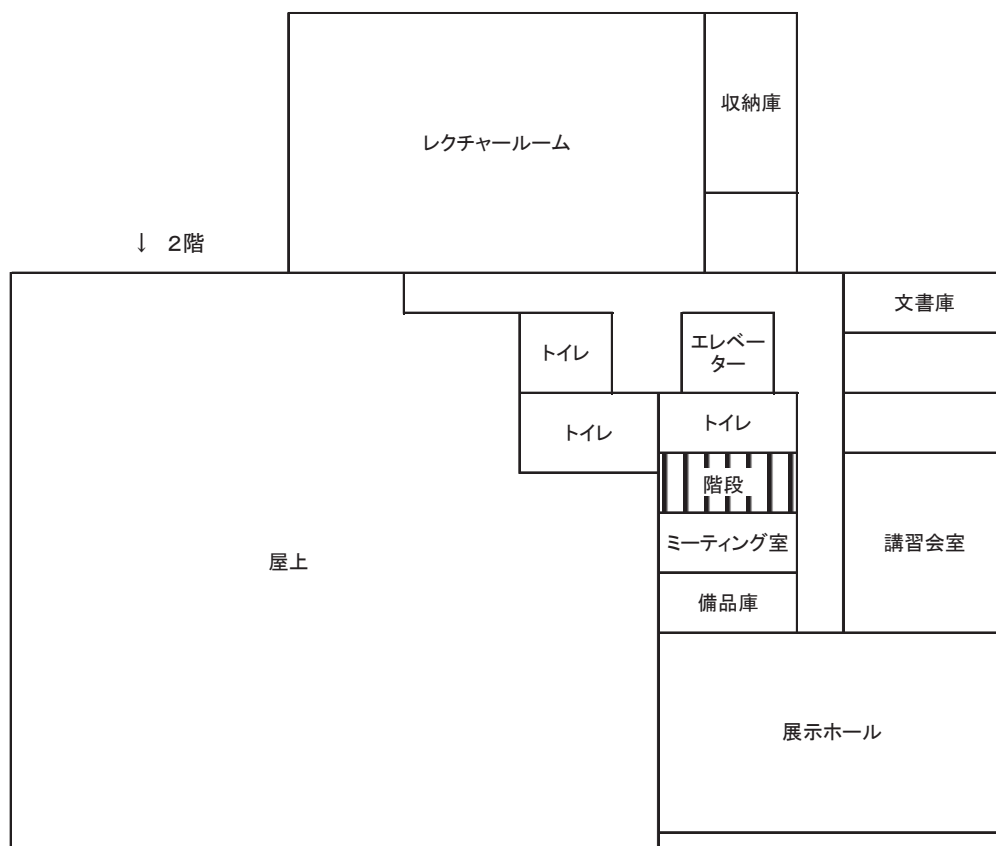


所在地	さいたま市桜区大字 ^{じんで} 神田950 番地 1
敷地面積	4, 1 8 9 . 9 1 m ²
建築面積	1, 0 2 1 . 6 9 m ²
建設費	7 9 8, 1 0 5, 0 0 0 円
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1,461.29 m ² (1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ²)
施設内の 主な部屋	(1 階) ふれあい犬舎 (40.32 m ²)、ふれあい猫舎 (16.00 m ²)、 犬保護室 (59.86 m ²)、猫保護室 (15.75 m ²)、 処置診療室 (23.20 m ²)、検査室 (34.77 m ²)、相談室 (9.60 m ²)、事務室 (133.50 m ²)、その他 (670.35 m ²) (2 階) レクチャールーム (150.00 m ²)、展示ホール (92.80 m ²)、 講習会室 (38.40 m ²)、その他 (209.76 m ²)
付属施設	ふれあい広場 (1,281.98 m ²) 駐輪場 (20 台) 公用車駐車場 (5 台) 駐車場 (26 台) 身体障害者用駐車場 (1 台)



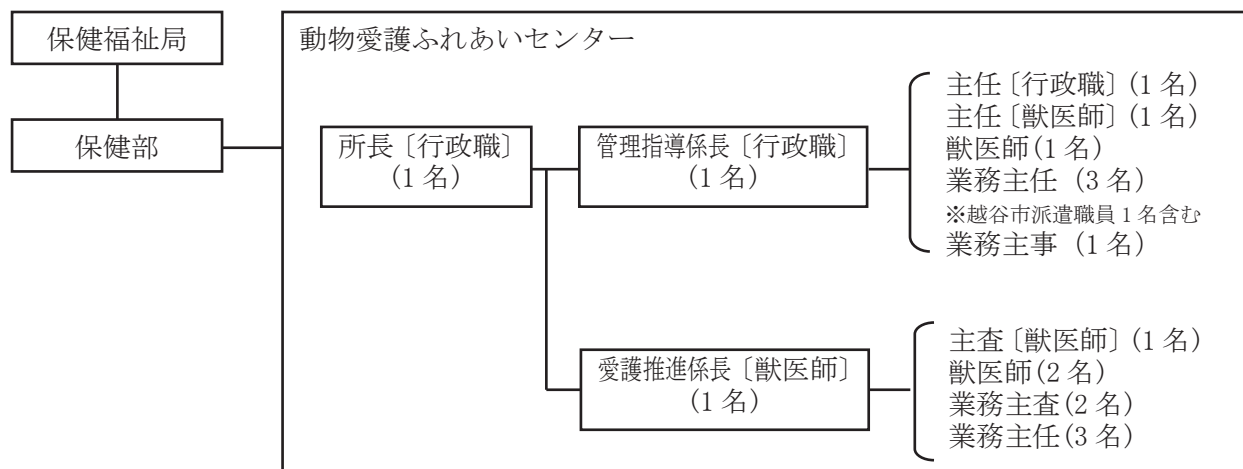


↑ 1階



(4) 組織と職員構成及び業務内容

【組織】



【事務分掌】

- ・動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・動物取扱業の登録・監視
- ・特定動物の飼養又は保管の許可
- ・犬及びねこの引取り及び収容
- ・犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・センターに収容した犬・ねこ等の動物の管理、公示及び処分
- ・化製場法にかかる動物の飼養又は収容の届出及び許可

(5) 管轄区域

さいたま市内全域

- さいたま市役所
- ◎ 動物愛護ふれあいセンター
- ・ 区役所



(6) 事業予算及び手数料

【事業予算】

《歳入》

科目	平成 26 年度 決算額	平成 27 年度 予算額
保健衛生 使用料	8,820 円	8,000 円
保健衛生 手数料	20,915,840 円	39,838,000 円
衛生費 雑入等	80,039 円	78,000 円
合計	21,004,699 円	39,924,000 円

《歳出》

事業	平成 26 年度 決算額	平成 27 年度 予算額
動物愛護・ 指導事業	40,955,407 円	43,247,000 円
センター管理 運営事業	22,885,668 円	23,907,000 円
合計	63,841,075 円	67,154,000 円

【手数料等】

《犬の登録・狂犬病予防注射済票交付関係手数料》

登録（鑑札交付）にかかる費用	1 頭につき	3,000 円
鑑札再交付にかかる手数料	1 頭につき	1,600 円
狂犬病予防注射済票交付にかかる手数料	1 頭につき	550 円
狂犬病予防注射済票再交付にかかる手数料	1 頭につき	340 円
犬の原簿記載事項証明にかかる費用	1 件につき	300 円※

※平成 26 年 10 月より 200 円から 300 円に変更

《引取手数料》

犬・猫	生後 90 日以上	1（頭、匹）	2,050 円
	生後 90 日未満	10（頭、匹） 単位	2,050 円

《返還及び保管にかかる費用》

返還に要する費用	1（頭、匹）につき	3,590 円
保管に要した費用	1（頭、匹）につき	510 円／日

《動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請》

動物取扱業登録・特定動物飼養許可	1 件につき	16,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき	8,000 円
動物取扱業責任者研修会受講料	1 人につき	3,000 円

《化製場法にかかる動物の飼養（収容）許可申請》

動物の飼養許可	1 件につき	8,000 円
---------	--------	---------

《狂犬病予防注射手数料》

狂犬病予防注射手数料	1 件につき	2,820 円
------------	--------	---------

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業

(動物愛護精神と適正飼養の普及啓発)

(1) ふれあい事業実施状況

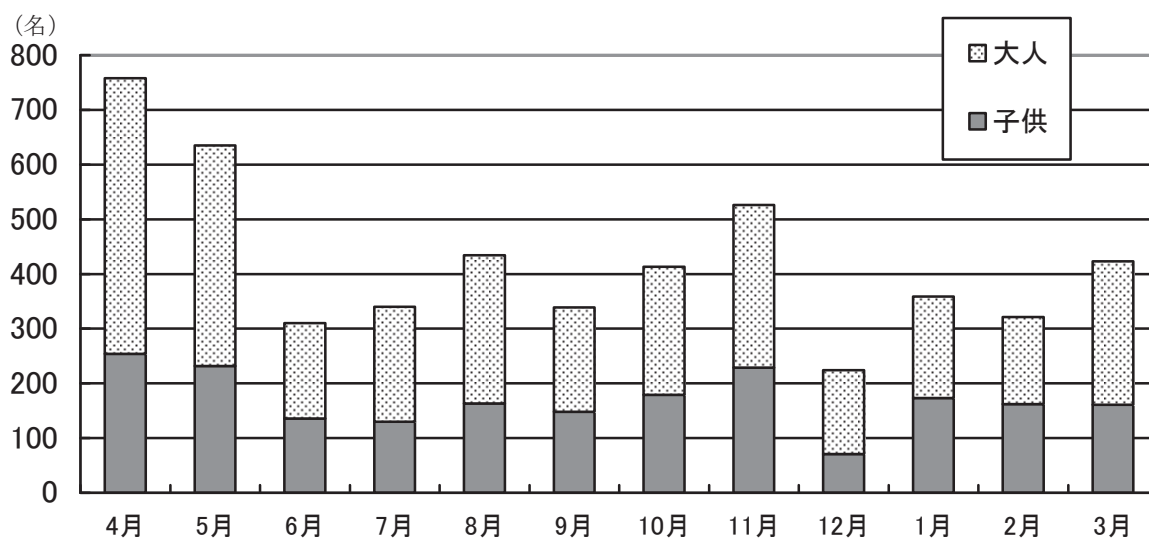
【日常ふれあい】



来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が生きていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めました。

★月別・世代別ふれあい来館者数（動物ふれあいフェスティバルの来館者除く）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来館者（人）		758	635	310	340	434	339	413	526	224	359	321	423	5,082
内訳	大人	254	232	136	130	163	148	179	229	71	173	162	161	2,038
	子供	504	403	174	210	271	191	234	297	153	186	159	262	3,044
開館日数		25	25	25	26	27	22	26	24	23	23	23	25	294



【団体ふれあい実施状況】

事前に申込みのあった児童養護施設、保育園、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加団体数	3	3	1	0	0	1	3	4	0	1	2	0	18
参加者数（人）	38	44	23	0	0	23	57	113	0	25	41	0	364



【見学】

他自治体や動物専門学校など団体の視察、小・中学生の夏休み自由研究や大学生の卒業論文のための見学など、事前に申し込みがあった見学を希望する団体及び個人に対して、施設を案内し、質問等に答えました。

区 別	見学回数（回）	見学者数（名）
団体	9	102
個人	16	21
計	25	123



(2) 職場体験教室実施状況

実施年月日	学校名	人数（名）
平成 26 年 6 月 17 日～6 月 19 日	市立八王子中学校	6
平成 26 年 7 月 24 日	市立岸中学校（＊）	3
平成 26 年 7 月 29 日	市立常盤中学校（＊）	2
平成 26 年 7 月 29 日～7 月 31 日	市立常盤中学校	9
平成 26 年 8 月 6 日～8 月 8 日	私立麻布大学（インターシップ）	1
平成 26 年 8 月 6 日	市内の小学校 5・6 年生	15
平成 26 年 8 月 7 日	市内の小学校 5・6 年生	14
平成 26 年 9 月 3 日～9 月 5 日	市立与野西中学校	8
平成 26 年 11 月 20 日	市立大宮東中学校（＊）	2
平成 26 年 12 月 3 日	市立本太中学校（＊）	2
平成 27 年 1 月 15 日	市立植水中学校（＊）	2
平成 27 年 1 月 23 日	市立木崎中学校（＊）	2
平成 27 年 1 月 28 日～1 月 30 日	市立与野南中学校	8
平成 27 年 2 月 3 日～2 月 5 日	市立上大久保中学校	8
平成 27 年 2 月 24 日～2 月 25 日	市立大久保中学校	6

（＊）区役所職場体験教室への協力

【夏休み小学生職場体験教室】

夏休み期間中の小学校 5・6 年生の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらいました。



< 清掃体験 >



< 診察体験 >

【中学生職場体験教室（未来くるワーク体験）】

さいたま市内の中学校で実施している「未来くるワーク体験」により、中学生の受け入れを行いました。また、私立中学校からの生徒も同様に受け入れました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさ、大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでももらいました。



<清掃体験>



<しつけ体験>



<犬シャンプー体験>



<縫合体験>

【インターンシップ】

さいたま市では毎年、大学生を対象にインターンシップを実施しています。

インターンシップとは「市役所の仕事・サービス提供の現場を体感したい」、「市役所で働く人たちは、どんなことを考えながら仕事をしているのか知りたい」、「自分が学んでいることが、実社会でどれだけ通じるのかチャレンジしたい」等を目的に実際の仕事を通じ学んでもらう事業になります。

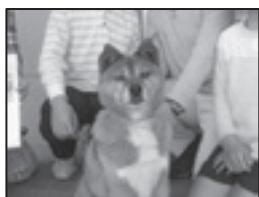
その事業に申し込みがありセンターの仕事に興味を持たれている大学生の受け入れを行いました。

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
一般譲渡	講習会	開催数	1	1	0	1	1	0	2	2	1	2	1	2	14
		受講組数（組）	1	6	0	7	6	0	4	7	3	6	4	7	51
		受講者数（人）	2	12	0	12	14	0	8	18	6	7	11	17	107
	譲渡会	開催数	2	2	1	3	1	1	2	3	1	2	1	2	21
		参加組数（組）	2	7	7	10	9	1	6	8	5	5	2	7	69
		参加者数（人）	6	13	11	19	22	2	10	22	10	11	4	14	144
	団体譲渡（組）		2	6	5	8	4	3	3	1	3	0	1	2	38
譲渡総数（匹）		5	14	12	27	7	4	5	5	5	5	2	5	96	
（内訳）		成犬	5	14	12	19	7	4	5	5	4	5	2	5	87
		仔犬	0	0	0	8	0	0	0	0	1	0	0	0	9

猫			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	0	0	1	3	3	3	3	5	1	1	2	1	23
		受講組数（組）	0	0	2	17	3	4	7	6	2	2	2	1	46
		受講者数（人）	0	0	4	46	7	7	15	13	4	3	4	2	105
	譲渡会	開催数	0	0	1	4	3	3	6	4	2	1	1	4	29
		参加組数（組）	0	0	2	18	3	4	10	5	3	1	1	4	51
		参加者数（人）	0	0	4	49	7	7	23	18	5	2	1	8	124
団体譲渡（組）			3	2	0	3	0	1	1	1	2	1	1	3	18
譲渡総数（匹）			11	24	2	20	3	8	17	20	18	4	7	15	149
（内訳）		成猫	1	0	2	4	2	1	2	2	3	1	6	6	30
		仔猫	10	24	0	16	1	7	15	18	15	3	1	9	119



(4) 動物の適正飼養教室実施状況

正しい飼い方やしつけ方が犬・猫の飼い主に普及することにより、人とペットが共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として各教室を開催しました。



<犬のしつけ方教室（実技）>



<犬のしつけ方教室（講義）>

形式	実施年月日	組数 (組)	人数 (名)
実技	平成 26 年 5 月 24 日	3	4
	平成 26 年 6 月 21 日	3	6
	平成 26 年 10 月 25 日	4	5
	平成 26 年 11 月 29 日	9	17
	平成 26 年 12 月 13 日	27	39
	平成 27 年 1 月 24 日	10	20
	平成 27 年 2 月 21 日	9	19
	小計	65	110
講義	平成 26 年 9 月 21 日 (猫)	19	41
	平成 26 年 9 月 21 日 (犬)	23	54
	小計	42	95
合計		107	205

(5) 犬とのふれあい方教室

犬との間違ったふれあい方が原因で咬傷事故にあわないように、小学校低学年生を対象に日本獣医生命科学大学の学生によるゲーム・寸劇や犬とのふれあいを通じて、犬との正しい接し方を学んでももらいました。

実施年月日	参加組数	参加者数
平成 26 年 8 月 21 日	23 組	28 名



(6) 動物ふれあいフェスティバル

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物ふれあいフェスティバル」を実施しました。

○開催日：平成26年9月21日（日）

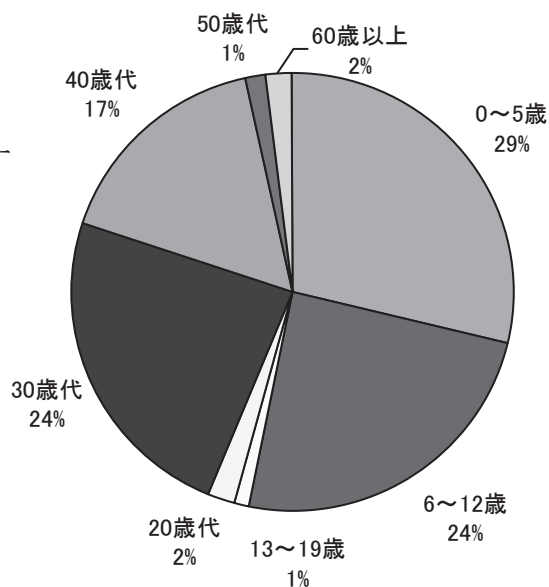
○開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

○来館者数：826人

【来館者世代別内訳】

0～5歳	6～12歳	13～19歳	20歳代
238	200	10	16
30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
196	139	11	16

（単位：名）



【実施内容】

常設コーナー

- ・ パネル展示
- ・ 小学生絵画展示
- ・ クイズ・スタンプラリー
- ・ 譲渡動物写真展示コーナー
- ・ 埼玉県獣医師会さいたま支部コーナー
- ・ 日本愛玩動物協会埼玉支部コーナー
- ・ ふわふわトランポリン（動物型遊具）



イベント

・ 犬のしつけ方教室



・ 猫の飼い方教室



ふれあいコーナー

- ・ センター活動動物の紹介
- ・ 馬とのふれあい、乗馬体験
- ・ ヌウがくるよ



(7) 市民講座、出張講座

ペット防災やペットの高齢化問題など、市民の関心が高い話題について市民講座を行いました。また、自治会やマンション管理組合の要請を受けて、動物を飼う人に大切なルールとマナーについて出張講演を行いました。

実施年月日	区分	テーマ	対象	参加者数
平成 27 年 1 月 10 日(土)	市民講座	今日から実践！犬のしつけ方と老後のケア (場所：浦和コミュニティーセンター)	市民	69
平成 27 年 1 月 15 日(木)	出張講演	動物行政の現状について (場所：浦和麗明高等学校)	高校生	46
平成 27 年 3 月 7 日(土)	市民講座	講師と考える～地域の猫との付き合い方～ (場所：浦和コミュニティーセンター)	市民	23
平成 27 年 3 月 13 日(金)	出張講演	犬猫の正しい飼い方について (場所：南浦和公民館)	市民	6

(単位：名)



2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

(単位：頭)

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録頭数	5,051	6,393	5,173	9,229	4,144	4,242	5,844	6,864	6,285	6,862	60,087
うち新規登録頭数	275	549	427	459	478	236	385	380	522	507	4,218
注射頭数	3,533	4,751	3,706	6,579	2,958	2,782	4,437	4,966	3,973	4,747	42,432

(平成 27 年 3 月末現在)

○平成 26 年 7 月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に対し、狂犬病予防注射の再通知を送付しました。(再通知件数：17,907 件)

(2) 収容に係わる業務

野犬等による危害・被害を防止するため、市民等からの捕獲・保護依頼に基づき迅速に対処しました。また、負傷や病気によって動けなくなっている飼い主のわからない犬・猫については、発見者からの通報に基づき保護し応急処置を行いました。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫については、致死処分になる可能性高いことを十分に説明し、放置、捨て置きなどで生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました(所有者からの引取り)。

所有者不明の猫については、その拾得者等からセンター窓口で引渡しを受けました(所有者不明の引取り)。

センターに収容された犬・猫は元の飼い主を探すために、全区役所の掲示板、ホームページで公示を行いました。飼い主が判明した際は、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

【犬・猫の収容数】

(単位：頭)

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	17	22	22	25	15	8	14	10	8	6	7	6	160
負傷犬(再掲)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
所有者からの引取り	3	5	0	4	1	1	2	1	4	0	1	2	24
譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	20	27	22	29	16	9	16	11	12	6	8	8	184

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
所有者不明の引取り	24	79	57	34	16	34	38	0	2	9	3	14	310
負傷猫(再掲)	(10)	(14)	(15)	(16)	(1)	(18)	(14)	(0)	(2)	(3)	(3)	(4)	(100)
所有者からの引取り	3	0	7	6	1	1	2	8	0	3	2	0	33
譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	27	79	64	41	17	35	40	8	2	12	5	14	344

【犬・猫の収容内訳】

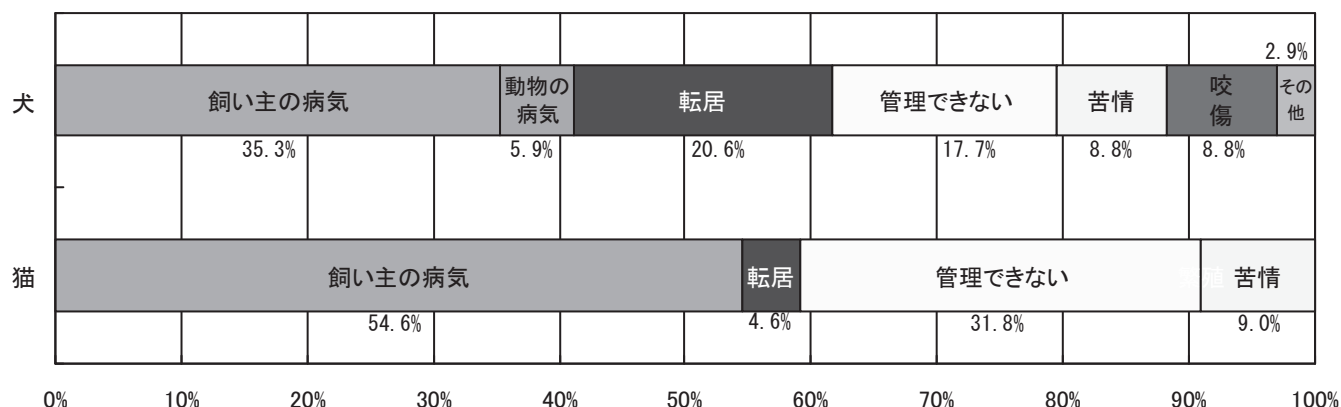
犬	区分	内訳	頭数	
	捕獲・保護	成犬	147	156
		仔犬	9	
	負傷	成犬	4	4
		仔犬	0	
	所有者からの 引取り	成犬	24	24
		仔犬	0	
	譲渡後返還 (出戻り)	成犬	0	0
		仔犬	0	
	合計	成犬	175	184
		仔犬	9	

(単位：頭)

猫	区分	内訳	頭数	
	所有者不明の 引取り	成猫	9	210
		仔猫	201	
	負傷	成猫	46	100
		仔猫	54	
	所有者からの 引取り	成猫	19	33
		仔猫	14	
	譲渡後返還 (出戻り)	成猫	1	1
		仔猫	0	
	合計	成猫	75	344
		仔猫	269	

(単位：頭)

【所有者からの犬・猫の引取り理由】



【犬・猫の品種内訳】

犬	品種	頭数	割合
	雑種	76	41.3%
	チワワ	25	13.6%
	柴犬	21	11.4%
	ミニチュア・ダックスフント	16	8.7%
	トイ・プードル	7	3.8%
	ヨークシャー・テリア	5	2.7%
	ウェルシュ・コーギー	4	2.2%
	フレンチ・ブルドッグ	4	2.2%
	その他	26	14.1%
	合計	184	100.0%

(単位：頭)

猫	品種	頭数	割合
	雑種	340	98.8%
	ペルシャ	2	0.6%
	アメリカン・ショートヘア	1	0.3%
	ロシアンブルー	1	0.3%
	合計	344	100.0%

(単位：頭)

(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5日間の公示期間を過ぎても飼い主の判明しなかった犬・猫及び飼い主から引き取られた犬・猫については、新しい飼い主に譲渡するよう努めましたが、攻撃的な性格や重い病気、ケガなど譲渡に適さないと判断した場合は、殺処分としました。

【犬・猫の処分内訳】

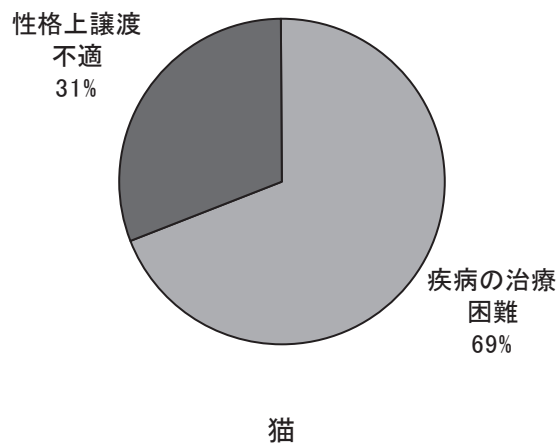
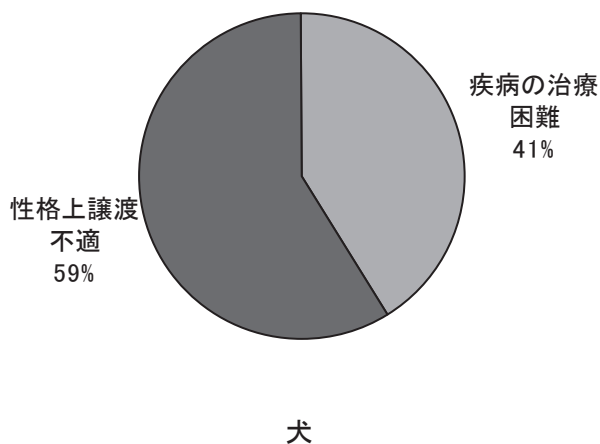
犬	区分	内訳	頭数	
	返還	成犬	71	71
		仔犬	0	
	譲渡	成犬	87	96
		仔犬	9	
	死亡	成犬	6	6
		仔犬	0	
	殺処分	成犬	17	17
		仔犬	0	
	所有者からの 引取り取下げ	成犬	2	2
		仔犬	0	
	合計	成犬	182	192
		仔犬	10	

(単位：頭)

猫	区分	内訳	頭数	
	返還	成猫	0	0
		仔猫	0	
	譲渡	成猫	30	149
		仔猫	119	
	死亡	成猫	38	173
		仔猫	135	
	殺処分	成猫	13	16
		仔猫	3	
	所有者からの 引取り取下げ	成猫	0	6
		仔猫	6	
	合計	成猫	130	344
		仔猫	314	

(単位：頭)

【処分理由】



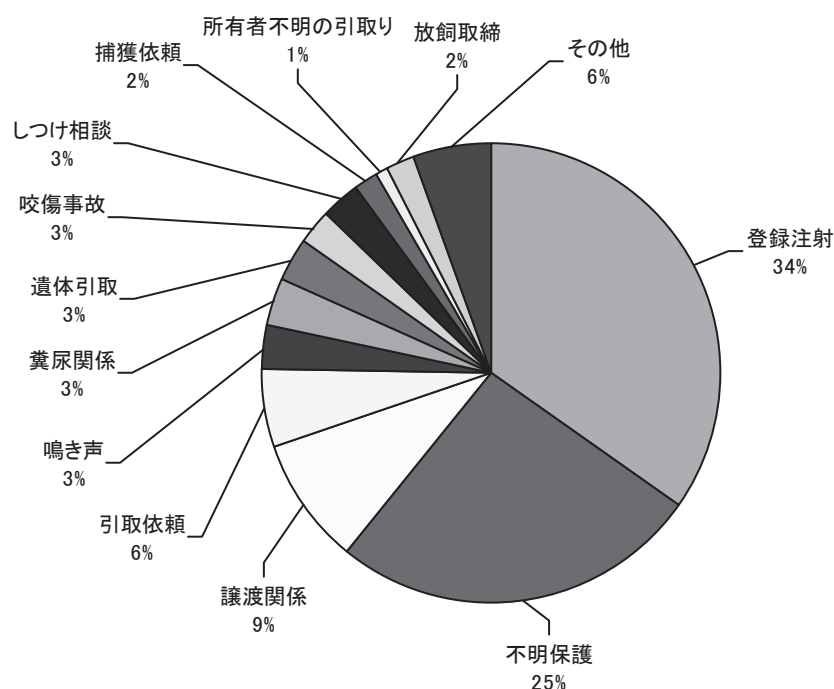
(4) 動物に関する相談

犬・猫に関する相談や苦情を窓口及び電話で受け付けました。犬・猫の不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、チラシ、リーフレット及び看板等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

【犬に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録注射	328	80	65	53	40	132	63	62	55	51	54	329	1,312
不明保護	81	110	95	86	103	68	75	71	67	71	81	80	988
譲渡関係	27	52	30	29	15	17	20	56	24	20	24	19	333
引取依頼	29	22	12	17	11	21	20	17	25	10	12	16	212
鳴き声	12	6	10	9	8	16	8	12	13	9	5	11	119
糞尿関係	9	14	9	8	9	11	5	22	9	16	4	12	128
遺体引取	9	19	5	6	10	10	13	13	8	6	9	6	114
咬傷事故	7	11	9	2	5	9	13	15	5	7	1	12	96
しつけ相談	5	11	11	3	11	16	6	9	6	8	3	6	95
捕獲依頼	7	6	5	6	13	1	6	6	3	0	10	2	65
所有者不明 の引取依頼	0	0	1	7	3	2	13	3	0	4	0	6	39
放飼取締	9	9	4	2	3	7	2	9	7	3	1	14	70
その他	16	16	10	20	9	25	11	62	5	10	7	18	209
計	539	356	266	248	240	335	255	357	227	215	211	531	3,780

(単位：件)



【犬による咬傷事故の届出件数】

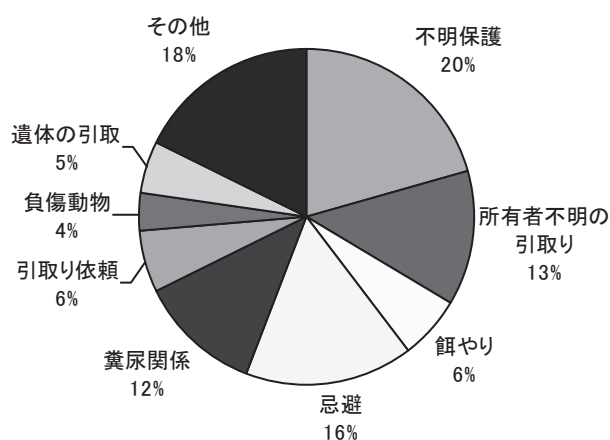
咬傷事故発生時における犬の状況					咬傷事故発生時における被害者の状況						計
犬舎等に けい留中	けい留し て運動中	放し飼い	野犬 (放浪犬)	その他	犬に手を 出した	けい留しよう とした	配達・訪問 等の際	通行中	遊戯中	その他	
12	22	11	0	1	11	1	6	25	0	3	46

(単位：件)

【猫に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不明保護	48	99	72	71	74	59	65	34	52	50	39	46	709
引渡し依頼	20	88	92	46	28	41	47	24	14	17	19	17	453
餌やり	16	16	18	19	18	24	26	20	21	16	14	9	217
忌避等	34	71	77	84	59	62	48	32	25	17	20	27	556
糞尿関係	25	39	36	47	38	43	49	35	31	21	26	23	413
引取相談	21	30	33	12	14	17	22	15	7	13	4	14	202
負傷動物	15	18	15	22	7	16	8	8	2	5	8	4	128
遺体引取り	18	14	14	21	11	17	19	14	8	18	9	9	172
その他	59	83	89	52	40	51	63	54	29	19	41	40	620
計	256	458	446	374	289	330	347	236	189	176	180	189	3,470

(単位：件)



【その他動物に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
負傷動物	8	10	4	7	3	3	1	5	2	5	2	1	51
捕獲・駆除	6	10	8	3	3	0	2	1	0	4	0	1	38
野生動物への対応方法	8	9	5	3	12	6	1	10	2	4	1	4	65
引渡し・引取り	0	3	3	0	0	1	2	1	1	3	0	3	17
不明保護	6	3	12	2	1	6	1	3	5	1	0	0	40
その他	20	17	28	7	16	31	5	17	12	8	13	6	180
計	48	52	60	22	35	47	12	37	22	25	16	15	391

(単位：件)

3. 動物取扱業及び特定動物に係わる業務

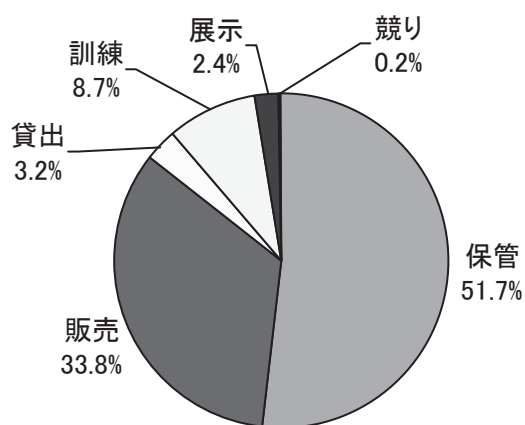
(1) 動物取扱業に関する業務

営利を目的とする販売、保管、訓練、展示、貸出し及び競りの6業種いずれかの動物取扱業を営む場合、第一種動物取扱業として登録が義務付けられています。また、平成24年9月の法改正により、従来規制対象外であった非営利の動物取扱業（公立の無料動物園など）が第二種動物取扱業として届出の対象となりました。これらの施設の登録・届出事務及び施設への立ち入り調査を行いました。

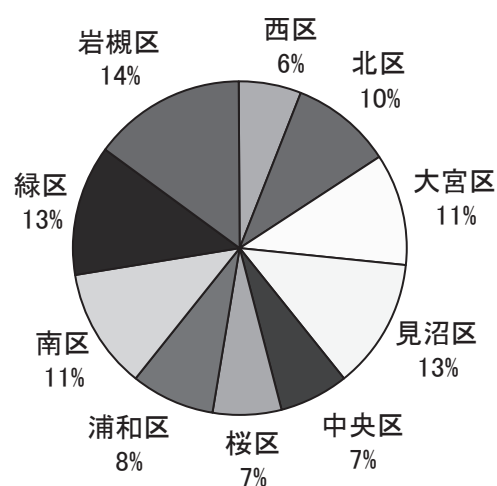
【第一種動物取扱業の登録状況】

★各区分の登録状況

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	23	38	41	49	26	26	31	44	49	58	385
業種 (件)	販売	11	15	21	21	9	13	12	12	18	168
	保管	15	27	27	33	19	16	23	37	35	257
	訓練	3	3	5	8	0	3	6	4	8	43
	展示	1	0	4	1	3	0	1	0	1	12
	貸出	2	1	4	0	2	0	2	0	2	16
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	32	46	61	63	33	32	44	53	64	497



業種ごとの登録状況



所在地別の登録状況

【平成 26 年度第一種動物取扱業新規登録状況】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	3	3	5	2	9	4	3	4	7	7	47
業種 (件)	販売	2	1	3	0	3	2	2	0	2	19
	保管	0	2	3	2	6	2	2	4	5	29
	訓練	0	0	0	0	0	1	0	1	2	5
	展示	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	貸出	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	7	2	11	5	5	5	9	58

【立入検査状況】

第一種動物取扱業施設について、立入検査を実施しました。

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	23	38	41	49	26	26	31	44	49	58	385
立入検査 実施施設数 (延べ数)	4	17	14	7	6	8	6	2	8	17	89

(単位：件)

【動物取扱業の苦情相談件数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
相談数	53	78	49	34	22	37	55	98	28	42	41	58	595

(単位：件)

【動物取扱責任者研修会】

登録している第一種動物取扱業者に選任された動物取扱責任者に対し、プラザウエスト（さいたま市桜区道場）及び動物愛護ふれあいセンターにおいて動物取扱責任者研修会を実施しました。

実施回数	実施年月日	会場	人数
第1回	平成26年11月11日	プラザウエスト	164名
第2回	平成26年11月12日	プラザウエスト	151名
第3回	平成27年3月5日	動物愛護ふれあいセンター	25名
第4回	平成27年3月13日	動物愛護ふれあいセンター	30名
計			370名



【第二種動物取扱業者の届出状況】

平成24年9月の法改正により、非営利の動物取扱施設（公立の動物園や動物愛護団体の収容施設など）が届出対象になりました。

		大宮区	見沼区	浦和区	南区	緑区	計
施設数		1	2	2	1	1	7
業種 (件)	ゆずりわた 譲渡し	0	1	2	1	0	4
	保管	0	0	0	0	0	0
	訓練	0	0	0	0	0	0
	展示	1	1	0	0	1	3
	貸出	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	2	1	1	7

(2) 特定動物の飼養・保管状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、許可が必要です。そのため、申請時、飼養者に対して、飼養管理及び危害防止等の指導を実施するとともに、施設の確認検査を行い、安全確保と適正飼養の指導に努めました。

【飼養・保管状況】

平成 27 年 3 月末時点の特定動物の飼養・保管頭数は以下の通りです。

許可施設数			17
飼養・保管頭数（合計）			52
内 訳	ほ 乳 類	ツキノワグマ	2
		ブチハイエナ	3
		クロクモザル	1
		ケナガクモザル	5
		ニホンザル	10
		シシオザル	3
	は 虫 類	インドニシキヘビ	1
		ビルマニシキヘビ	1
		ボアコンストリクター	5
		コビトカイマン	1
		ブラジルカイマン	1
		ムカシカイマン	2
		メガネカイマン	1
		ワニガメ	12
		アメリカドクトカゲ	3
		メキシコドクトカゲ	1

（単位：頭）

【立入検査実施状況】

立入検査実施施設数	5
動物種類数（種）	11
立入検査実施頭数（合計）	39

（単位：頭）

第3章 統計資料集

1. 畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数（単位：頭）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
登録数	西区	5,102	5,164	5,014	5,086	5,051
	北区	5,752	6,117	6,294	6,390	6,393
	大宮区	6,260	6,442	4,988	5,075	5,173
	見沼区	8,555	8,510	9,131	9,233	9,229
	中央区	3,796	4,051	3,979	4,080	4,144
	桜区	3,649	3,735	4,194	4,282	4,242
	浦和区	5,665	5,812	5,747	5,862	5,844
	南区	6,020	6,359	6,662	6,821	6,864
	緑区	6,068	6,327	6,125	6,235	6,285
	岩槻区	7,021	6,994	6,867	6,936	6,862
全区合計		57,888	59,511	59,001	60,001	60,087
狂犬病予防注射数 （うち集合注射数）		39,839 (13,843)	40,978 (13,621)	41,484 (12,914)	43,424 (12,734)	42,432 (12,025)
接種率		68.8%	68.9%	70.3%	72.4%	70.6%
死亡届		3,275	3,203	3,023	4,116	3,315

2. 犬の捕獲等収容数及び処分数（単位：頭）

			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
犬	収容数		325	281	271	219	184
	内訳	捕獲・保護	247	207	194	186	160
		（うち負傷犬）	(2)	(8)	(5)	(6)	(4)
		所有者からの引取り	78	72	76	33	24
		譲渡後返還（出戻り）	0	2	1	0	0
		薬物使用	0	0	0	0	0
	処分数		323	292	278	214	192
	内訳	飼い主への返還数	105	97	96	95	71
		所有者からの引取り申請取下げ	1	1	3	1	2
		収容後死亡数	6	10	4	4	6
		譲渡数	100	91	101	81	96
		殺処分数	111	93	74	33	17
		（うち麻酔処分）	(24)	(27)	(58)	(33)	(17)
		（うちガス処分）	(87)	(66)	(16)	(0)	(0)

3. 猫の収容・処分数（単位：頭）

			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
猫	収容数		926	905	845	429	344
	内訳	所有者不明の引取り	742	735	646	338	310
		（うち負傷猫）	(61)	(64)	(71)	(101)	(100)
		所有者からの引取り	123	106	127	91	33
		譲渡後返還（出戻り）	0	0	1	0	1
	処分数		923	910	835	444	344
	内訳	飼い主への返還数	8	7	15	2	0
		所有者からの引取り申請取下げ	0	6	3	3	6
		収容後死亡数	383	405	356	117	173
		譲渡数	134	158	259	210	149
		殺処分数	398	334	202	112	16
		（うち麻酔処分）	(288)	(245)	(200)	(112)	(16)
		（うちガス処分）	(110)	(89)	(2)	(0)	(0)

4. その他の動物（すべて負傷動物として収容）（単位：匹または羽）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
収容数 （内訳）	0	0	3 デグー3	8 ウサギ5 モルモット2 ハト1	2 セキセイインコ2 ニワトリ1 ハト1 ヨウム1 フェレット1
返還数 （内訳）	0	0	0	0	0
死亡数 （内訳）	0	0	0	3 モルモット1 ハト1 デグー1	1 セキセイインコ1
譲渡数 （内訳）	0	0	0	7 ウサギ5 デグー2	2 セキセイインコ1 ヨウム1
殺処分数 （内訳）	0	0	0	1 モルモット1	3 ニワトリ1 ハト1 フェレット1

5. 犬・猫の譲渡事業

犬			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	講習会開催数（回）		27	16	20	15	14
	受講家族数（組）		103	72	85	65	51
	受講者数（人）		183	130	140	101	107
	譲渡会開催数（回）		30	25	38	24	21
	参加家族数（組）		114	74	89	53	69
	参加者数（人）		243	165	197	104	144
	団体譲渡（組）		19	30	40	23	38
	譲渡数 （うち団体譲渡）	成犬	70 (28)	63 (37)	80 (46)	77 (40)	87 (56)
		子犬	30 (1)	28 (1)	21 (0)	4 (2)	9 (6)
計		100 (29)	91 (38)	101 (46)	81 (42)	96 (62)	

猫			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	講習会開催数（回）		24	19	19	29	23
	受講組数（組）		45	57	45	60	46
	受講者数（人）		88	102	74	104	105
	譲渡会開催数（回）		26	23	33	39	29
	参加家族数（組）		45	72	54	70	51
	参加者数（人）		103	138	98	118	124
	団体譲渡（組）		27	26	41	31	18
	譲渡数 （うち団体譲渡）	成猫	26 (17)	44 (36)	32 (11)	32 (11)	30 (11)
		子猫	108 (71)	114 (63)	178 (123)	178 (123)	119 (90)
計		134 (88)	158 (99)	259 (217)	210 (134)	149 (101)	

6. 月別来館者数（単位：名）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月※	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
22 年度	665	567	510	306	419	1,232	426	397	354	508	447	527	6,358
23 年度	623	392	514	535	497	1,111	518	477	406	392	311	412	6,188
24 年度	574	415	358	389	529	1,302	479	475	377	426	522	696	6,542
25 年度	444	389	532	406	555	1,368	539	420	476	383	207	559	6,278
26 年度	758	635	310	340	434	1,165	413	526	224	359	321	423	5,908

※動物ふれあいフェスティバルの来館者含む

7. 来館者・ふれあい教室参加者

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
来館者数（名）	6,358	6,188	6,542	6,278	5,908
（うちフェスティバルでの来館者数）	(900)	(863)	(1,013)	(918)	(826)
来館組数（組）	2,147	1,964	1,967	1,866	2,022
日常ふれあい教室開催数（回）	667	629	620	625	643
団体ふれあい教室開催数（回）	14	8	25	36	18

8. 犬・猫等による苦情・相談件数（単位：件）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
総数		5, 368	6, 407	7, 097	6, 827	8, 236
犬	犬の苦情・相談総数	3, 228	3, 764	3, 909	3, 227	3, 780
	捕獲依頼	128	109	92	52	65
	所有者からの引取り依頼	177	266	176	151	212
	所有者不明の引取り依頼	88	105	77	24	39
	放し飼い取締依頼	51	78	62	24	70
	咬傷事故関係	78	61	74	60	96
	糞尿関係	96	120	134	103	128
	鳴き声関係	152	125	106	108	119
	不明保護	1, 006	992	1, 018	903	988
	譲渡関係	339	319	287	237	333
	登録・注射	640	1, 017	1, 252	1, 047	1, 312
	遺体の引取	92	113	84	86	114
	しつけ相談	69	59	86	58	95
	その他	312	400	461	374	209
猫	猫の苦情・相談総数	1, 742	2, 063	2, 447	2, 656	3, 470
	所有者からの引取り依頼	108	135	163	143	202
	所有者不明の引取り依頼	417	463	462	396	453
	糞尿関係	131	180	185	178	413
	餌やり	140	176	199	198	217
	負傷動物	90	124	119	131	128
	不明保護	412	505	588	561	709
	忌避等	142	187	189	414	556
	遺体の引取	85	107	107	138	172
	その他	217	186	435	497	620
その他の動物の苦情・相談総数		112	108	177	313	391
動物取扱業の苦情・相談件数		286	472	564	631	595

9. 犬とのふれあい方教室（咬傷事故防止プログラム）参加者数

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
受講組数（組）	8	7	9	6	23
人数（名）	17	16	20	9	28

10. 犬・猫の適正飼養教室参加者数 （単位：名）

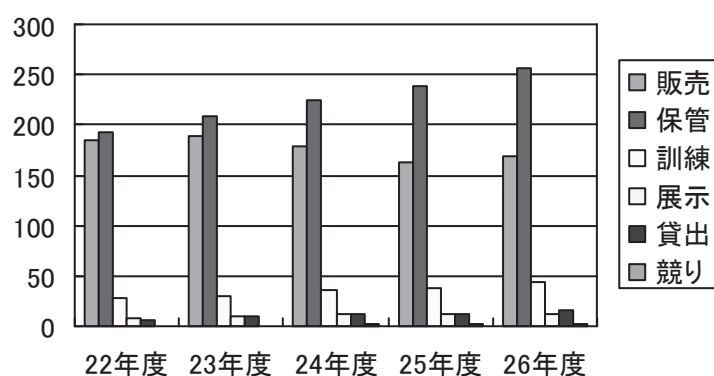
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
講義形式	1 回目	猫 72	犬 65	猫 59	犬 69	犬 54
	2 回目	犬 33	猫 48	犬 60	猫 19	猫 41
	3 回目	猫 22	犬 29	—	犬 50	—
	小計	127	142	119	138	95
実技形式（犬）	1 回目	17	22	16	14	4
	2 回目	17	15	15	26	6
	3 回目	27	20	17	15	5
	4 回目	17	25	22	22	17
	5 回目	18	20	17	38	39
	6 回目	17	20	47	14	20
	7 回目	—	41	18	16	19
	小計	113	163	152	145	110
合計		240	305	271	283	205

11. 職場体験教室実施状況 （単位：名）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
小学生	1 回目	15	14	14	15	15
	2 回目	14	15	14	15	14
	小 計	29	29	28	30	29
中学生	1 回目	5	8	3	3	6
	2 回目	4	5	4	2	3
	3 回目	2	3	6	3	9
	4 回目	4	7	6	4	2
	5 回目	4	8	—	6	8
	6 回目	3	3	—	2	2
	7 回目	—	2	—	5	2
	8 回目	—	3	—	6	2
	9 回目	—	—	—	4	2
	10 回目	—	—	—	3	8
	11 回目	—	—	—	—	8
	12 回目	—	—	—	—	6
	小 計	22	39	19	38	58
大学生		—	—	—	1	1
合 計		51	68	47	68	88

12. 動物取扱業登録数の推移（単位：件）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
販売	185	188	179	162	168
保管	193	208	225	239	257
訓練	27	30	36	37	43
展示	8	9	12	12	12
貸出	6	10	11	12	16
競り	0	0	1	1	1
計	419	445	464	463	497
施設数	336	361	375	373	385



13. 動物取扱責任者研修会の開催状況

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
開催回数（回）	3	3	3	4	4
参加者数（人）	263	287	306	352	370

14. 特定動物（危険な動物）の許可状況（単位：頭）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
哺乳類	中型サル	21	20	26	20
	クマ	2	2	2	2
	ネコ科	0	1	0	0
	ハイエナ	3	3	3	3
	哺乳類合計	26	26	32	25
爬虫類	大型ヘビ	6	5	7	8
	ワニ	2	4	17	10
	ドクトカゲ	2	3	11	7
	ワニガメ	13	15	15	12
	爬虫類合計	23	31	50	37
飼養数合計		49	57	82	62
許可施設数		14	15	17	18

15. 職員構成（単位：人）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
獣医師	7 (所長1名含む)	7 (所長1名含む)	7 (所長1名含む)	5	6
技能職	7	7	7	7	9 (越谷市派遣職員1名含む)
行政職	1	1	1	3 (所長1名含む)	3 (所長1名含む)
計	15	15	15	15	18

16. 主な事務手数料歳入の内訳（単位：円）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
犬の登録手数料（3,000 円）	14,319,000	13,611,000	13,221,000	12,555,000
狂犬病予防注射済票交付手数料（550 円）	22,537,350	22,928,950	24,141,150	23,401,950
犬の鑑札再交付手数料（1,600 円）	532,800	633,600	550,400	566,400
狂犬病予防注射済票再交付手数料（340 円）	13,940	24,480	19,040	19,380
犬・猫の引取手数料（2,050 円）	244,000	272,000	196,000	96,350
収容動物の返還費用（1 件 3,590 円）※ ³	364,000	381,500	329,000	251,300
収容動物の飼養管理費（1 日 510 円）※ ³	168,500	232,000	141,500	135,150
動物取扱業登録申請※ ¹	752,000	1,752,000	1,131,000	1,178,000
特定動物飼養・保管許可申請※ ²	90,000	100,000	100,000	48,000
動物の飼養（収容）許可申請（8,000 円）	16,000	8,000	－	24,000
動物取扱責任者講習受講料（3,000 円）※ ⁴	861,000	912,000	1,056,000	1,110,000
犬の原簿記載事項証明交付手数料（1 件 300 円）	3,400	5,400	6,400	5,500
譲渡動物に対する狂犬病予防注射手数料（1 件 2,820 円）※ ³	19,250	－	－	－
犬・猫の去勢・不妊手術に要する手数料（1 件 15,000 円）	－	－	15,000	30,000
合計	39,921,240	40,860,930	40,906,490	39,421,030

※¹ 登録手数料 16,000 円、2 件目以降は 1 業種 8,000 円、登録更新手数料 10,000 円、2 件目以降は 1 業種 5,000 円

（平成 23 年度以前の金額は登録手数料、登録別業種同時申請手数料のみの計、平成 24 年度は登録更新手数料、登録別業種同時更新手数料を追加して計上）

※² 登録手数料 16,000 円、2 種目以降は 1 種 8,000 円、変更手数料 10,000 円

※³ 平成 26 年 4 月から犬・猫の引取り手数料が 2,000 円から 2,050 円、収容動物の返還費用が 3,000 円から 3,590 円、収容動物の飼養管理費が 500 円から 510 円、譲渡動物に対する狂犬病予防注射手数料が 2,750 円から 2,820 円に変更。

※⁴ 平成 26 年 10 月から犬の原簿記載事項証明交付手数料が 200 円から 300 円に変更。



さいたま市保健福祉局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare center
TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1

この事業概要は 200 部作成し 1 部あたりの印刷経費は 670 円です